

高崎市イントラ・外部情報通信ネットワークシステム再構築業務 に関わる事業者選定プロポーザル実施要領

1. 目的

本事業は、現行のイントラ・外部情報通信ネットワークシステムの老朽化により保守が困難になった機器類の再構築を行うものである。また、LGWAN 系ネットワークから直接クラウドサービスを利用するローカルブレイクアウト型のネットワークを構築し、Google Workspace の利用による業務効率化の実現を図る。

本業務は、サーバ・ネットワーク機器の調達、設計および環境の構築、保守等を行うものである。

2. 概要

(1) 名称

高崎市イントラ・外部情報通信ネットワークシステム再構築業務

(2) 内容

別紙「高崎市イントラ・外部情報通信ネットワークシステム再構築業務仕様書」のとおり

(3) 期間

本業務については、構築・保守業者決定後にリース入札を行うため、明確な納期を定めない。ただし、リース開始日および保守開始日は令和 8 年 1 月 1 日からとなるため、それまでに本稼働を可能とすること。

(4) 事務局

〒370-8501 群馬県高崎市高松町 3 5 番地 1 高崎市役所 1 2 階

高崎市総務部情報政策課 担当：飯沼・松田・寺田

電 話 : 0 2 7 - 3 2 1 - 1 2 1 0

E-Mail : jouhou@city.takasaki.gunma.jp

3. 参加要件

参加資格を有する者は、企画提案書等の提出期日において次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。なお、企画提案書提出後において要件を満たさなくなった場合は参加を認めない。

- (1) 令和 6・7 年度高崎市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく市の入札制限を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (4) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (5) 高崎市暴力団排除条例(平成 24 年高崎市条例第 72 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員または同条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。
- (6) (5) に掲げる者から委託を受けた者でないこと。
- (7) 高崎市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 16 年高崎市告示第 288 号）の規定に基づく、指名停止期間中でないこと。
- (8) 自治体のサーバ・ネットワーク構築に関し、高い技術力と豊富な導入実績を有していること。また、ローカルブレイクアウト構成に関し、導入実績を有していること。
- (9) 高崎市のサーバ・ネットワーク環境を熟知し、過去に構築・保守等に携わった経験を有していること。
- (10) 高崎市イントラ・外部情報通信ネットワークシステム再構築仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を遂行できる者であること。

4. スケジュール

内容	日程	備考
公告（公募開始）	令和7年3月19日（水）	市 HP 掲載
質問書提出期限	令和7年3月31日（月）	
質問回答期限	令和7年4月 9日（水）	市 HP 掲載
参加表明書提出期限	令和7年4月16日（水）	
企画提案書等の提出期限	令和7年4月23日（水）	
審査（プレゼンテーション）	令和7年5月 8日（木）（予定）	
審査結果の通知（事業者選定）	令和7年5月12日（月）（予定）	市 HP 掲載
契約締結予定	令和7年5月中旬	

5. 質問及び回答

本実施要領及び別紙「高崎市イントラ・外部情報通信ネットワークシステム再構築業務仕様書」への質問及び回答については、次のとおりとする。

（1）質問方法

質問は、電子メールでのみ受け付ける。質問書（様式第1号）を使用し、件名を「【自社名】イントラ・外部情報通信ネットワークシステム再構築プロポーザルに関する質問」とし、2（5）事務局に送信すること。なお、送信後、電話にて着信確認を行うこと。

（2）質問書提出期限

令和7年3月31日（月）正午

（3）回答方法および回答期限

令和7年4月9日（水）までに、本市ホームページにて公表する。

6. 参加表明

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり手続きを行うこと。

（1）提出書類

提出書類	様式	部数
参加表明書	様式第2号	1部（押印）
会社概要書	様式任意（パンフレット可）	10部

(2) 提出方法

2 (5) 事務局へ持参 (平日 9 時～17 時) または郵送とする。

※郵送の場合は次の点に注意すること。

- ・ 受付日時及び配達記録が残る方法とすること。
- ・ 封筒には「高崎市イントラ・外部情報通信ネットワークシステム再構築事業者選定プロポーザル参加表明書在中」と朱書きすること。
- ・ 郵送後、電話にて連絡すること。
- ・ 提出期日までの消印を有効とする。

(3) 提出期限

令和 7 年 4 月 16 日 (水)

7. 企画提案

企画提案については、次のとおり手続きを行うこと。

(1) 提出書類

提出書類	様式	部数等
企画提案書	様式任意	10 部
統括責任者及び業務実施体制	様式第 3 号	10 部
見積書	様式任意	正本 1 部、副本 9 部
見積明細書	様式任意	10 部
見積集計表	様式第 4 号	10 部
その他関連資料	様式任意	10 部

(2) 企画提案書の記載事項

別紙「高崎市イントラ・外部情報通信ネットワークシステム再構築業務仕様書」に基づき、次の内容について、分かりやすく具体的に記載すること。ただし、仕様書に示していない内容であっても、本市にとって有益と思われるものについては、積極的に提案すること。

(企画提案書の留意事項)

- ア 企画提案書の様式は任意とする。
- イ 規格は A4 判片綴じとする。(両面印刷可)
- ウ 企画提案書の枚数制限は無しとする。
- エ 文字は 11 ポイント以上とし、フォントは任意とする。
- オ 企画提案書には表紙及び目次を付すこと。

- カ 表紙及び目次を除いて、ページ下部にページ番号を付すこと。
 - キ 表紙及び目次を除いて、40 ページまでとする。
 - ク 原則として、企画提案書をプレゼンテーションにおける資料とすること。
 - ケ 専門用語や難解な用語の使用及び表現は避け、図表やイメージ等を使用してわかりやすい記載に努めること。
 - コ 構築完了までのスケジュールを線表で示すこと。(別紙扱いとすることは可)
- (3) 統括責任者及び業務実施体制(様式第3号)
- ア 統括責任者について、氏名、経験年数、実績等を記載すること
 - イ 業務実施体制について、作業人員数や業務内容等が分かりやすいよう、図示すること。
- (4) 見積書(様式任意)
- ア 税込み金額で提案すること。
 - イ 構築業務と保守業務を別個の見積書とすること。
 - ウ 構築業務の見積書には次の事項を記載すること。
 - ・【宛名】高崎市長
 - ・【タイトル】高崎市イントラ・外部情報通信ネットワークシステム再構築業務見積書
 - ・【提出年月日】令和7年4月23日
 - エ 構築業務については、機器・ソフトウェア費用、構築費用、諸経費等、各業務の積算内容が分かるよう別個に記載すること。
 - オ 機器保守の期間を備考や特記事項等に記載すること。
 - カ 保守業務の見積書には次の事項を記載すること。
 - ・【宛名】高崎市長
 - ・【タイトル】高崎市イントラ・外部情報通信ネットワークシステム保守業務見積書
 - ・【提出年月日】令和7年4月23日
 - キ 保守費用については、令和7年度費用、令和8年度以降の各年度の費用、保守期間に応じた総額を記載すること。
- (5) 見積明細書(様式任意)
- ア 構築業務の見積りに対する明細書とすること。
 - イ 機器・ソフトウェアについては、品名・型名別に、単価・数量等が分かるように記載すること。

ウ 構築費用、諸経費等については、内容・期間・数量等が分かるように記載すること。

(6) 見積集計表（様式第4号）

ア 構築業務と保守業務について、様式に定められた項目ごとに金額が分かるように記載すること。

(7) 提出方法

2 (5) 事務局へ持参（平日9時～17時）または郵送とする。

※郵送の場合は次の点に注意すること。

- ・ 受付日時及び配達記録が残る方法とすること。
- ・ 封筒には「高崎市イントラ・外部情報通信ネットワークシステム再構築事業者選定プロポーザル企画提案書在中」と朱書きすること。
- ・ 郵送後、電話にて連絡すること。
- ・ 提出期日までの消印を有効とする。

(8) 提出期限

令和7年4月23日（水）

8. 審査(プレゼンテーション)、事業者選定

(1) 概要

審査は、提案に対して高崎市イントラ・外部情報通信ネットワークシステム再構築事業者選定プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が「高崎市イントラ・外部情報通信ネットワークシステム再構築事業者選定プロポーザル審査基準」（以下「審査基準」という。）に基づき、公平かつ客観的に行う。

業務提案に対する選定委員全員の点数を合計し、最も高い得点を獲得した提案者を優先交渉権者として業務の受託候補者とし、次点を次点交渉権者とする。

(2) 審査方法

- ア 企画提案内容に関するプレゼンテーション
- イ 企画提案内容の補足説明
- ウ 企画提案書、プレゼンテーション及び補足説明に関する質疑応答

(3) 開催日

令和7年5月8日（木）（予定）

※詳細日程については、参加表明者に別途通知する。

(4) 開催場所

高崎市役所 4 階 庁議室

(5) 時間

原則 1 者 30 分間とする。

※時間配分の目安

ア プレゼンテーション	20 分程度
イ 質疑応答（本市から質問を行う）	10 分程度

(6) 説明者等

説明者は、本業務に携わる主担当者が行うものとし、出席可能人数は最大 5 名までとする。

(7) 機器

プレゼンテーション用の PC 等必要な機器は提案者が準備すること。なお、プロジェクター、スクリーン、HDMI ケーブル、電源タップは事務局が用意する。

(8) 留意事項

ア 提案者が 1 者だけの場合

各審査委員の評価点数の合計が満点の 7 割以上であることを条件として、審査委員の協議により、その提案者を優先交渉権者とする。

イ 辞退

審査の参加を辞退する場合は、辞退届（様式第 5 号）を、企画提案書の提出期限内に提出すること（郵送可）。

9. 審査結果通知

審査の結果は、提案者全てに文書で通知し、その概要を本市ホームページで公表する。公表内容は、原則として優先交渉権者の名称及び提案者数とする。

なお、電話や口頭、FAX、電子メール等による問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては認めない。

10. 失格事由

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提案内容に虚偽の記載を行った場合
- (2) 提出期限までに提出場所に提出書類の提出が無い場合
- (3) 提出書類に不備がある場合

- (4) 別紙「高崎市イントラ・外部情報通信ネットワークシステム再構築業務仕様書」の要件に対応不可で、代替案の提示がない場合
- (5) 参加表明書受領から契約締結日の間に、高崎市から指名停止措置を受けた場合
- (6) 提案に関して談合等の不正行為があった場合
- (7) 選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (8) 他の提案者と応募提案の内容について相談を行った場合
- (9) 選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (10) その他、参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (11) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

11. 契約に関する事項

- (1) 契約候補者との協議等
 - ア 優先交渉権者として選定された者と契約締結の交渉を行う。
 - イ 優先交渉権者との契約交渉が不調に終わった場合は、次点交渉権者と契約交渉を開始する。
- (2) 契約における注意事項
 - ア 契約手続き及び契約書は、高崎市契約規則（昭和39年規則第16号）の定めにより行う。
 - イ 契約の締結に際し、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合、契約締結を行わないことがある。また、本市が被った損害について、損害賠償を求めることがある。

12. 留意事項

- (1) 本企画提案に係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案書作成のために本市から受領した資料等は、本市の承諾なく公表し、または使用してはならない。
- (3) 提出された書類は、提案者に無断で本プロポーザルの目的以外の目的には使用しない。
- (4) 提出された書類は、返却しない。

- (5) 提出する書類は、再提出または差し替えは認めない。
- (6) 選定委員会の構成員、提案者等の内容についての質問は一切受け付けない。また、異議申し立ては認めない。
- (7) 優先交渉権者が、本提案実施要領「3 参加要件」で記載された資格を失った場合、または「10 失格事由」により失格となった場合は、次点交渉権者を契約候補者とする。
- (8) 著作権等第三者の権利に対する侵害の内容の無いよう、十分留意すること。これらの問題が生じたい場合は、提案者が責任を負うものとする。
- (9) 企画提案書等の著作権は、本業務の提案募集の審査結果が確定するまでの間は提案者に帰属する。提出書類等は事業者選定にのみ利用し、他の目的には使用しない。
- (10) 本実施要領に定めのない事項及び疑義のある事項については、選定委員会で協議の上定めるものとする。